

豊岡市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 仕様書

1 業務名称

豊岡市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 業務目的

地方創生応援税制を利用した寄附を検討する企業（以下「寄附見込企業」という。）に豊岡市地方創生事業への寄附を働きかけ、寄附の獲得を目指すことを目的とする。

3 業務内容

- (1) 寄附見込企業に対する豊岡市寄附活用事業の紹介及び企業版ふるさと納税制度の説明
- (2) 寄附見込企業の新規開拓及び市に対する寄附見込企業の紹介
- (3) 寄附見込企業への寄附手続きの説明
（「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の申し出について」の説明含む）
- (4) その他豊岡市の寄附獲得に資すると認められる支援

4 委託契約

- (1) 契約締結
受託候補者決定後、協議を経て契約を締結する。
- (2) 契約期間
契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日まで

5 委託金額

- (1) 成功報酬型として、次の数式により算定する。
$$\text{寄附金額} \times 20\%(\text{委託料率}) = \text{基礎金額} (1 \text{円未満切り捨て} \cdot \text{消費税別})$$
- (2) 寄附見込企業への働きかけに係る費用（旅費、通信費、用紙代等）は、受託者負担とする。
- (3) 支払時期については、契約締結時に協議するものとする
- (4) 委託料率を 20%未満とする場合は、20%を申し出のあった委託料率に読み替える。
- (5) 委託金額は、寄附の意向を示す書面（別紙「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の申し出について」）に、紹介者（マッチング支援事業者）として記載された受託者 1 者に対してのみ支払うものとし、紹介者の記載に不備があるもの（紹介者が複数記載されている場合や紹介者の記載がない場合等）は、本業務を通じて行われた寄附として取り扱わないものとする。

6 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は委託者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受託者は、業務従事者並びに本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 委託者は、受託者が(1)及び(2)の規定に違反し、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る委託期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

7 個人情報の保護

- (1) 受託者は、関係法令等を遵守し、本業務の履行にあたり個人情報の漏えいを防止するため、必要な措置を講じること。また、本業務の履行にあたり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。
- (2) 本業務において収集したデータは適正に管理し、特に、個人情報の取り扱いについては、個人情報取扱特記事項に基づき適正に行うこと。

8 その他

- (1) 本業務の詳細や工程等の管理については、委託者と十分に協議すること。
- (2) 本業務に関する資料等は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく公表、貸与、複製及び他の目的に使用してはならないこととし、契約終了後も同様とする。
- (3) 働きかけを行う寄附見込企業及び再委託する場合の再委託先にも、「豊岡市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 受託候補者募集要項」に定める申込資格(1)~(7)の条件を求めるものとする。
- (4) 受託者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 寄附を行うことの代償として、受託者が寄附企業に経済的利益を供与することを禁止する。
- (6) 委託契約は豊岡市契約規則の規定に基づき締結する。契約内容は委託者と協議の上、仕様書に基づき決定する。
- (7) 契約締結後、当該契約の履行期間中において、受託者が「豊岡市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 受託候補者募集要項」に定める申込資格を満たさなくなった時は、契約の解除を行うことができるものとする。
- (8) 受託者は、委託者が指定する期日までに取組み実績（働きかけを行った企業、手段、時期、寄附見込み金額）を報告すること。
- (9) 寄附が集まらないことによるペナルティは設けない。
- (10) 仕様書に定めのない事項又は仕様書について疑義の生じた事項については、双方協議のうえ定めるものとする。